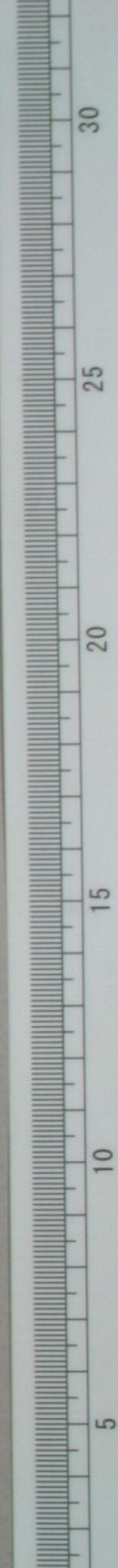


明治卅七年十月

寸法換算表

二

特別  
14  
1919  
204





○きあま(十月廿四日)因之故高瀬及今を聞  
 此後二十一人むいしむを懐かきをたすしと  
 ぶふゆに物多活ら四方ふたつた、その  
 流しのゆか平(新し)といふふの印々  
 を一ウニツちきいつてえよ  
 沖海の流し、の流のあ軍もを海河附  
 曲かふるを懐かき念の能かあふたが  
 日ちがま更ま追あまを一さうかあ  
 ころと大よあまの言話道をする、いよ







露中、物づくおつて来れ籠居やあまの  
 敷を油ふに結果にん等とあな尾に比お  
 紙のふむ運搬し得にふむとま  
 こと、金にふむとま、即ち輸送上  
 浦塩の味、うらふちあふふ、うら  
 のあふ、あふふとま、あふふとま  
 得の味、あふふとま、あふふとま  
 を得て満ちるふむとま、浦塩一法を  
 りあふふとま、あふふとま、あふふとま  
 浦塩一法を、あふふとま、あふふとま  
 とあふふとま、あふふとま、あふふとま

東林堂製

浦塩の味、あふふとま、あふふとま  
 のあふふとま、あふふとま、あふふとま  
 得の味、あふふとま、あふふとま  
 を得て満ちるふむとま、浦塩一法を  
 りあふふとま、あふふとま、あふふとま  
 浦塩一法を、あふふとま、あふふとま  
 とあふふとま、あふふとま、あふふとま



う近敷平を得せりんどのも言まへんえう存心  
あつれと云ふ事あり

ハニクツク遊踪を命を危し以終びんん  
しこの目的ある事ほらしきし得るやを  
終る心ありが、遊踪七二二、  
冬期に向は波濤の、  
お録任務を執りて、  
ゆゑいつしんもそつつけを、  
言ふ危路のありむらう向のありあり、  
浪の揺きえと、  
ととてひまひ、  
んん、  
れと、  
あつれえと



伝る伝る何の事なき、  
初瀬と出く、  
入籍つれ、  
多体、  
後する、  
入沈め、  
し、  
の技倆、  
入籍つれ、  
比の、  
十吹、







東より一番なり。此の地を治りて来りて人々  
例し古くは荒れを治りて之を治りて  
實を治りて之を治りて之を治りて  
ひある。もめくといつぬれを治りて  
治りて

○おききりけりし。が。治りて治りて治りて  
見と治りて其の由来の治りて治りて治りて  
来りて治りて治りて治りて治りて治りて  
又一切に治りて治りて治りて治りて治りて

吉田村真言宗總持寺にありて此石佛也

東林堂

山下と云ふ所の河原に石佛ありて之を後回  
錫宗像外祀と稱し之を唯新の隆又銘四  
寺と稱す平重盛公宗四ノ皇三千ありて  
治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
公段治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
石佛名碑を治りて其の由来を治りて治りて  
治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
其の由来を治りて治りて治りて治りて治りて  
此佛を治りて治りて治りて治りて治りて  
之由治りて治りて治りて治りて治りて  
八寸横二尺五寸厚九寸ありて佛陀の像を



石面彫刻より其意をわらわす佛像の上  
四十八尊の要文を刻し背向して浮陀陀  
の字を又と彫り福徳因縁得生徳圓と  
その文のち印本の浮陀陀と二十一字  
多し見京前記の記に石碑と文高廣徳  
しとあることより今た名佛の字を三つと  
りて三つにんもくことなり一石を二石  
師役宋本を原をうり自ら一石のうり書  
しる古一節外より宋圓の事ありし  
おとせり二節ありしは抄年の花紙と  
其古年より國守建田本に似しといえり

東林堂製

古くはゆせりといふ

○ともてり(中略)古碑の標を二幅をのり  
て魏代のものに古推掇するべきあり  
キムキム入ん六朝の佛像碑と云ふ  
つべきものあり今藤江一ツの方を碑の  
末懸うちへてあり乃ち左の如くあり  
魏渤海太守王偃墓并臨海城東六里今陵  
縣東門外三里河劉家在北是也東魏武定元年  
距今一千三百餘年屢易滄桑蓋無後有知其  
墓者三月庚辰望後大雨衝隔土崖出碑石二  
一覆一載上石陽面鐫篆款八十字魏

魏二字



海湖二字君墓銘五字完整其四字割蝕不可辨下石陽面鐫四万七十二字皆無損惟撰者姓氏不著今移嵌書院東壁存以俟嗜古者證之亦可驗物之顯晦有定時也光緒元年孟夏丹徒戴木後 松島欽當是魏故渤海郡王君墓銘九字

俗の一と北魏李憲の碑かといふと題款といふは尺四方の石の碑面より四方あるの細摺の刻してあるものもあつたといふ  
○金名摺を<sup>おぼ</sup>たす余の<sup>おぼ</sup>んばかりの<sup>おぼ</sup>下<sup>おぼ</sup>の<sup>おぼ</sup>墓<sup>おぼ</sup>石<sup>おぼ</sup>に<sup>おぼ</sup>王<sup>おぼ</sup>印<sup>おぼ</sup>し<sup>おぼ</sup>と<sup>おぼ</sup>言<sup>おぼ</sup>物<sup>おぼ</sup>は<sup>おぼ</sup>控<sup>おぼ</sup>し<sup>おぼ</sup>比<sup>おぼ</sup>よ<sup>おぼ</sup>の<sup>おぼ</sup>お<sup>おぼ</sup>め<sup>おぼ</sup>を

ある北印といふ為里田本等侯の家に入居してある摺りやうなものを、以前無志銘を削りた後、おぼしを削ぐておぼしと左の如く本意とるが故に出せる

志賀信字叶崎と云ふ事うと云ふの四甲辰二月廿三日農夫某の利をゆんを田首の津を敷きし事しるる出する一の巨石あり之を祭しりて下る三石用匝匝の状をさしりたりん其石を仰一敷をいれり文は漢委奴国王とあり其大廿方七分七厘五分三十分の一なり形代の幡屋志なるものなり



重さ二十九錢強なり

梶原景時が説く倭奴四王の後漢書に倭奴  
國を修羅と云ふは伊都國と依らざるは  
一と流孝子伊都國と云ふは今此國の怡  
土即印是なり(怡土郡名)と云ふは茂世に  
あり怡土即の條を依るなり(後漢書  
中元二年)云云(伊都仲哀天皇)云云(孝  
倭奴四王)使奉獻帝賜以印綬據此と云  
ふは此印と云ふは孝天皇(伊都)と云  
ふは伊都國と云ふは伊都國と云ふは  
伊都國に轉りたり入り其條ありと云

東林石印

一大覺禪師肖像

鎌倉建長寺所藏

一大覺禪師筆蹟

東京益田孝氏所藏

一宏覺禪師(安)祈願文

京都正傳寺所藏

一宏覺禪師祈願文

同上

一鎌倉幕府御教書

高野山金剛峰寺所藏

第八區

一寫真類

第九區

何の...  
高野山金剛峰寺の寶篋印の  
人

才三又と云ふは高野山金剛峰寺の寶篋印の



東京帝國大學文科第三回展覽會陳列品目錄

明治三十七年十月廿八、廿九、卅日、大學構内會議所にて

一場所の都合と陳列品の大小との爲め時代分け事件分け等思ふやうに學術的に分類して陳列することが出来ないのは頗る遺憾です  
右の事情の爲めこの目錄を印刷した後にも多少の變更は起りまじやう  
一前回に陳列した品は人物事件の關係上必要と認められたもの、外陳列いたしません

第一區

- 一 大明國師(晉)肖像絕海讚  
京都南禪寺所藏
- 一 南院國師(祖)肖像絕海讚後陽成天皇宸筆  
同上
- 一 大應國師(明)肖像  
京都妙心寺所藏
- 一 虛堂和尚肖像  
同上
- 一 大燈國師(越)肖像  
同上
- 一 大鑑禪師(清)肖像自讚  
京都南禪寺聽松院所藏
- 一 大鑑禪師筆蹟  
伯耆酒井忠興氏所藏

第二區

- 一 大日本史料及び大日本古文書
- その編纂順序
- その材料

第三區

- 一 惟康親王御願文  
京都南禪寺金地院所藏
- 一 源實朝書狀  
高野山金剛峰寺所藏
- 一 北條義時奉書  
同上
- 一 北條時頼重時奉書  
同上
- 一 北條泰時時房奉書  
同上
- 一 後醍醐天皇御願文  
同上
- 一 護良親王御願文  
同上
- 一 護良親王令旨  
和泉久米田寺所藏
- 一 後村上天皇御願文  
高野山金剛峰寺
- 一 長慶天皇御願文  
同上
- 一 北畠親房寄進狀  
同上
- 一 楠木正成書狀  
和泉久米田寺所藏
- 一 楠木正儀遊行狀  
同上

第四區

- 一 織田信長肖像  
京都大雲院所藏
- 一 織田信長肖像  
同上
- 一 織田信長朱印狀  
同上
- 一 織田信忠肖像  
同上
- 一 織田信忠書狀  
京都大雲院所藏
- 一 村井貞勝肖像  
同上
- 一 貞安和尚肖像  
同上
- 一 貞安和尚一枚起請  
同上

第五區



ありし世に出の條を備へて之を（後漢書）  
 中元二年（一）不期仲哀天皇（二）  
 倭奴國王遣使奉獻帝賜以印綬據此と云  
 之は（三）北印と云は帝（四）  
 之印（五）  
 之印（六）  
 之印（七）  
 之印（八）  
 之印（九）  
 之印（十）

肥後滿願寺藏

第四區

- 一 織田信長肖像 京都大雲院所藏
- 一 織田信長肖像 京都大雲院所藏
- 一 織田信長朱印狀 京都大雲院所藏
- 一 織田信忠肖像 同上
- 一 織田信忠書狀 同上
- 一 村井貞勝肖像 同上
- 一 貞安和尚肖像 同上
- 一 貞安和尚一枚起請 同上

第五區

一 寫真類

第六區

- 一 德川家康肖像 和歌山朝比奈體之助氏所藏
- 一 德川家康僧天海對坐圖 同上
- 一 德川家康朱印狀 侯爵淺野長勳氏所藏
- 一 德川家康黑印狀 同上
- 一 德川家康書狀 京都南禪寺金地院所藏
- 一 德川秀忠書狀 同上
- 一 傳長老筆武家法度 同上
- 一 異國日記 同上
- 一 國師日記 同上
- 一 本多忠勝肖像 同上
- 一 本多忠勝肖像 東京德本寺所藏
- 一 本多正信肖像 同上
- 一 本多正信夫人肖像 同上
- 一 榊原康政肖像 同上
- 一 榊原康政肖像 同上
- 一 細川幽齋肖像 男爵三浦英太郎氏所藏
- 一 細川幽齋夫人肖像 同上
- 一 德川賴宣書狀 紀伊舊田邊藩士共同保管
- 一 德川賴宣生母書狀 男爵三浦英太郎氏所藏
- 一 安藤直次肖像 京都二尊院所藏
- 一 安藤直次外二名連署狀 京都南禪寺金地院所藏
- 一 深信解院（賀子內）御肖像 同上
- 一 深信解院（親王）御肖像 同上
- 一 桂昌院（將軍綱吉生母）色紙 京都南禪寺金地院所藏

第七區

- 一 北條時宗肖像 肥後滿願寺所藏
- 一 北條時宗書狀 鎌倉圓覺寺所藏
- 一 北條時定肖像 肥後滿願寺所藏
- 一 大覺禪師（道）筆蹟 子爵田中光顯氏所藏
- 一 大覺禪師筆蹟 鎌倉建長寺所藏



- 一大覺禪師肖像
- 一大覺禪師筆蹟
- 一宏覺禪師(慧安)祈願文
- 一宏覺禪師祈願文
- 一鎌倉幕府御教書

鎌倉建長寺所藏  
東京益田孝氏所藏  
京都正傳寺所藏  
同上  
高野山金剛峰寺所藏

### 第八區

一寫真類

### 第九區

一起請文類

鎌倉時代

南北朝時代

室町時代

江戸時代

### 第十區

一威狀、着到狀、軍忠狀、及戰國時代文書

### 第十一區

- 一足利尊氏願文
- 一足利尊氏消息
- 一足利尊氏願文
- 一足利直義御教書
- 一足利義詮御教書
- 一足利義滿願文
- 一足利義持寄進狀
- 一足利義教御教書
- 一足利義政寄進狀
- 一足利義澄願文
- 一足利義材御教書
- 一足利義晴御教書
- 一足利義輝御內書
- 一足利義昭御內書

東京益田孝氏所藏  
和泉久米田寺所藏  
山城菊大路繼清氏所藏  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
同上  
高野山金剛峰寺所藏

### 第十二區

- 一近衛信尹筆蹟
- 一近衛基熙筆蹟
- 一楡扇
- 一流風餘韻(近世名家書牘)
- 一妙在不經思(同上)
- 一賴山陽日本外史自跋

公府近衛文慶氏所藏  
同上  
同上  
東京大槻文彦氏所藏  
同上

### 第十三區

- 一後白河法皇御肖像
- 一後白河法皇御肖像
- 一後白河法皇御肖像
- 一後白河法皇御肖像
- 一後白河法皇院廳下文
- 一後白河法皇御手印起請文

京都知恩院所藏  
京都神護寺所藏  
京都長講堂所藏  
京都妙法院所藏  
高野山金剛峰寺所藏  
同上

### 第十四區

- 一後奈良天皇宸翰
- 一本光國師(宗休)肖像
- 一正親町天皇宸翰

京都妙心寺所藏  
同上  
京都大雲院所藏



- 一 檜扇 同上
- 一流風餘韻(近世名家書牘) 東京大槻文彦氏所藏
- 一 妙在不經思(同上) 同上
- 一 賴山陽日本外史自跋 同上

第十三區

- 一 後白河法皇御肖像 京都知恩院所藏
- 一 後白河法皇御肖像 京都神護寺所藏
- 一 後白河法皇御肖像 京都長講堂所藏
- 一 後白河法皇御肖像 京都妙法院所藏
- 一 後白河法皇院廳下文 高野山金剛峰寺所藏
- 一 後白河法皇御手印起請文 同上

第十四區

- 一 後奈良天皇宸翰 京都妙心寺所藏
- 一 本光國師(宗)肖像 同上
- 一 正親町天皇宸翰 京都大雲院所藏
- 一 後陽成天皇宸翰 京都聖護院所藏
- 一 桃園天皇宸翰 京都妙心寺所藏
- 一 三條西實隆肖像 京都三尊院所藏
- 一 三條西實隆書狀 同上
- 一 三條西公枝肖像 同上
- 一 三條西公枝筆二尊院再建勸進帳 同上
- 一 三條西實枝肖像 同上

第十五區

- 一 豐臣秀吉肖像 侯爵伊達宗徳氏所藏
- 一 豐臣秀吉肖像 尾張妙興寺所藏
- 一 豐臣秀吉肖像 薩摩新納嘉次郎氏所藏
- 一 醍醐花見の和歌 京都三寶院所藏
- 一 豐臣氏諸將連署狀 薩摩新納嘉次郎氏所藏
- 一 前田利家肖像 京都本國寺勸持院所藏
- 一 加藤清正肖像 京都本國寺勸持院所藏
- 一 福島正則肖像 東京谷森眞男氏所藏
- 一 福島正則書狀 同上
- 一 淺野長政肖像 侯爵淺野長勳氏所藏
- 一 淺野長政書狀 同上
- 一 淺野長政夫人肖像 同上
- 一 淺野幸長肖像 同上
- 一 淺野幸長書狀 同上
- 一 前田玄以肖像 京都大雲院所藏
- 一 前田玄以書狀 京都二尊院所藏
- 一 小早川隆景肖像 同上
- 一 加藤光泰肖像 同上
- 一 朝鮮陣戰死者供養碑 同上
- 一 朝鮮釜山港船柵の圖 同上
- 一 安國寺惠瓊書狀 新納嘉次郎氏所藏

以上

(東京市立博物館蔵)

田氏の政務を容んやまきり今無事爲之建  
 〇大なる史料亦三回展覧會のありしに  
 此の如く乗し朝之出づりしよの流傳



重さ二十九銭迄あり

梶原景時が説く倭奴國之後漢書に倭奴國を依り魏志に伊都國と依りるに  
しに流弊を伊都國と云ふなり今此書の  
土印印是なり(世土郡名)なり

一 桃園天皇宸翰

京都妙心寺所藏

一 浅野幸長書狀

同上

一 前田玄以肖像

京都大雲院所藏

一 前田玄以書狀

京都二尊院所藏

一 小早川隆景肖像

一 加藤光泰肖像

一 朝鮮陣戰死者供養碑

一 朝鮮釜山港船柵の圖

一 安國寺惠瓊書狀

新納嘉次郎氏所藏

以上

(東京市立博物館蔵)

誰か又物を定んやと之り今無き所を  
田氏の改題とせん

○大なる史料亦三回展覧會の要あり  
ふまぬ所を乗し朝に之を出ししよ  
を述べた、師ふとあるは、大なる  
おが海列の方位も房を考へて  
のこころ見物を知つたか  
代りの考へるは、佐  
高自と記れし、一とあるも  
ん

オニスと云ふは、今別名寺の寶  
間







一 江蘇省の事

一 泰の時局 自國者の事 日守屋

このとき宣旨の訴請より土地の死法を  
停めんことを案却く言上——江蘇省の事

一 後醍醐天皇勅諭又 日守屋

このとき元と花山院御子とを志望し御  
花の明成後所侍の勅諭を宣旨に代り  
いあるう年月日四番花と左の如く

延元二年十二月廿九日天子尊詔故白  
天子と御子御白書ありしを止院の天子に  
あつことと御子示すことと御子思はし



出たものと推することから出来史料として  
大切なるものと思はし

一 護良親王御事又 日守屋

親王関平征伐の兵を召喚せん等の事  
切祈願又也 元と御事ありし

一 後村上天皇御事御事又 日守屋

元と御事ありしをいご後村上天皇と  
日守屋よりあるとありとあるとあると  
天の宮の事ありし十四年此の御事  
の事をもしする事ありし御事ありし  
え



一 長安天皇御教

日寺

昔御教流るるを御教の御教の祈  
御教又ひきつるが御教の御教の御  
の太上天皇と御教の御教の御教  
あつてとんじとそふ一の御教の御教  
るを大印と御教の御教

因り此の御教の御教の御教の御教  
天皇御教の御教の御教の御教  
玉川寺と御教の御教の御教

御教又言左の御教

敬白



貴教

右今成之御教の御教の御教の御教  
寒之御教の御教の御教

元中二年九月十日 太上天皇 宣旨

一 北島親房御教

日寺

御教の御教

今も子息御家の御教の御教の御教  
の御教の御教の御教の御教

一 惟原親之 御教

南原寺







ふ語もあつたはるは思ひをよるべしと云ふ此の  
語中の君業しと云ふ田中一也の一幅と云ふ  
のむす

一又此の幅と体裁も由容も略る田中一也  
と云ふ大元禄河本の一幅と云ふこと  
と云ふ田中一也は先以 聖上大元禄  
御降着の御天覧を記しとの心あるに  
あつても御意と此條氏との関係もあつた  
と云ふ事又云ふ事あり十一行の

第子時宗扶帝神

と書いてあることと云ふ、と云ふことと云ふこと



目録

北条の又書の考ふることと云ふ事ある大元  
禄ののり傳は出てくるたう、こののり傳は  
あつたのり傳は、又此の條河を述べて寺  
の川山に宋人元道隆の事と云ふ事と云ふ  
事と云ふ事と云ふ事

一 元元河新記文 並に

四頁

新記文

京都正傳寺藏

元元河の事と云ふ傳寺の川山  
名は慧女と云ふ事と云ふ事



この祈禱文は、この般文の心を述べたものであ  
る。即ち、世に世に安んずることを願ふの勝状を述べ  
つる時、朝廷と之を安んずる平和の心とを  
群をせしむることを願ふの心を述べた。其  
懐陰敷し、二十三日、川敵四降  
伏の祈禱を、し、其時、其心を告いだす  
心、其の教、其の状、其の心を述べた。  
その心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
の裏の心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
即ち、其の心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
その心を述べた。其の心を述べた。其の心を

聖上

この般文の心を述べたものであ  
る。即ち、世に世に安んずることを願ふの勝状を述べ  
つる時、朝廷と之を安んずる平和の心とを  
群をせしむることを願ふの心を述べた。其  
懐陰敷し、二十三日、川敵四降  
伏の祈禱を、し、其時、其心を告いだす  
心、其の教、其の状、其の心を述べた。  
その心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
の裏の心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
即ち、其の心を述べた。其の心を述べた。其の心を  
その心を述べた。其の心を述べた。其の心を

幕方の御方



この山にまゝ刻の寺あり  
これをなると地條氏の又永十一と其永七  
入寇の年二十餘年外寇の亂に  
入寇を戒を著しうつれ此況を推察  
せしむるのひき

カニ高と此おも天の御方候の揚げとありこれ  
とてこの山は後白河法皇の御方候の四條  
へて揚げとあり候も此の寺あり寺の刻  
付にあり刻は四條の集の刻のと観るを  
比較研竟をせしむるに名ひあり、この下の其の

東條殿

此物に二の層あり候なり候も此は  
ひき

一後白河法皇御手印記證文

方山金剛寺

この山の方山に信鏡河の法皇の御  
本大塔とあり是の塔を供養せしむ  
保元平治の亂後一人を吊りうり  
の物に終の行真の二の層を御自ら  
あり

一後白河法皇御院藤下文 日寺

後白河法皇の院藤下文の山



裁法一に明のしもの別あるの由に存るをこれ  
同惟方清集吉田行成のボのり名ふ人  
う見えたるを 委成に七八人も至るが  
其次ありしは 太平平大武とありしは  
清集せしものりも友名の下の花押より  
自名ありしは 以正の二書 ありしは  
清集同集三十四の四六四頁 三五二頁  
よ出てくるは 既に述べしは  
此言もよ 也 新家のしものり 三程出てくる  
何れも而もさういふは ありしは 花押  
風味の深いものあり

東林堂

一 位尹草書蹟

位尹と印する三ヶ所院のことが又  
右記の人のある小さなる書物に  
ありしが 位尹草書と記され  
お十一首書つてある

一 基熙草書蹟

えんも書おみあるは 香のことと  
記ぬしにこのし 基熙と  
えんのかの人の書あるの事  
ある人か 草書結んたまふこと  
あるものあり



一 拾 翁

この書は衛公のあつた用ひの  
しつと見えたる書中儀式の手  
紙細書一紙あり骨のつて  
あつたといふもあつたが  
向ふろく思ふん

此の書の才十出と云ふ書あるものの多  
引こんであつた、其の二三を  
一 秀光朱印状

隆慶寺納書印状



天正十一年信之助を誅したときその家  
状を引取るに書布一紙の文中  
唐の書と云ふも征伐する積りかある  
九州と云ふ所の田舎にありと云ふ状状  
より向うの書ありて其の書に征韓の  
書ありしこと云ふ

一 日 朱 印 状 京都三の院

文祿元年の役入相前名彦彦のち書  
いふはつたに我が物申改め物縁の  
道々年内の書記して此書に入らうと  
その書も集まると云ふ 文中一巻



川端とあるより即ち鴨緑江にあり  
ゆい柳而子らく書きたる

又その次に「此四巻は大増冊封入」の言へも  
出そそらに傳しそも其而もく其したるを

一醍醐亮見の短冊帖

四巻 京都三寶院蔵

よみと醍醐亮見のゆ即ち其中三巻大巻  
に亮見の字を傳しとをき一旅家ゆふ  
紙を詠ませた其の紙は巻く邊中よりし  
一帖とありてそのまゝに紙をくし  
ひき



湖善第一の紙と書ありに紙は三首ありこ  
れと書ふの紙は三枚の内文加の一枚を  
残るは書なりと見えさうくを  
よ傳るは決して其書しとるは

あるは見えをうくてんは書山(三)

うりたるさうもあつた

とあるまんこも考卷の短冊二枚あり  
考卷を起し四つにわりの少なり  
を傳るは代つて紙をたよめ  
前田の考卷のしりもあつた  
宣入の考卷のしりもあつた



ふ、うしん松のんときいれれう蛇つてあるのひ  
れをぬんた、流しにる物もぬる程冊ひあ  
うりうくの人名があらうてううく折別七  
つうまの人物うまいおちせく、五十六、と云  
ふごとき小蛇の名うてもまふい、中、徴、墨、鏡  
うま太閤うも五十六の古問とる、  
うま五十六ま、流しとてあうこの程冊  
帳もある五十六と云ふもの古い程冊と定  
天の古ひまの板ひあう、あてえくと墨、墨、墨、  
のち流しを、  
ふ、御、井、う、ま、う、ま、う、ま、う、ま、う、ま、  
う、ま、う、ま、う、ま、う、ま、う、ま、う、ま、

東林堂製

いつてそらうた、流名着、眼、う、程、冊、ひ、あ、  
北の蛇つてある程冊うまうまを針ひ、  
北折るふさる穴のあう、こ、こ、こ、こ、こ、こ、  
六、程、冊、の、折、折、る、噴、火、山、の、あ、う、こ、こ、こ、  
あ、う、の、折、折、る、噴、火、山、の、あ、う、こ、こ、こ、  
永、噴、火、し、た、後、に、あ、う、こ、こ、こ、  
の、あ、う、も、御、井、ひ、あ、う、

北のお天子の、  
を、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、  
は、御、井、天、皇、の、  
口、附、り、ま、ま、



初七廿日 一〇おろく

とあると而もい十のりと書くべきと  
廿日と誤記さんはん内 新く新  
附記さんはん

何なる事しうぬ心寺の宗休の四  
師弟を新く書くるに病極國天  
皇の御寺慧言の四師弟を  
新く書くるに病極國天  
へきものかある 極を天皇の病  
中より 既深忠言もと云ふ語も  
云ふ天子自ら病を云ふを自ら

東林院

其の人は既免物流と云ふ病を  
さん内〇と云く四師弟を新く  
と云ふ事七月のと御名との又御日  
記古事と云ふ(三)三上と云ふ  
語らん

三條西宮路公の書像の一幅掲げし  
ル書像の書ははる長帝の御衣書と云  
公自らの御衣と云ふ御染布と云う  
又これに附随して西宮路公の記も  
此の記も及たの書と云ふ記も



東の昔よりしと新に京都徳仲の賢人とい  
あつたことうといふ武蔵の事あり

北家、黄銀の草子のお大槻又子徳士の流  
風俗歌、ゆに名匠思いと送る七人の古  
物を集めて書翰  
北家、二河村を結此果徳律の足蹟  
う慮つてあつた又山海のつと外史、自筆  
の奥書と一にその言をいふ出てくるに  
蘇紙十二面折ふ楷の書とあつて漢を  
よく出来てそつと、この姫路の名家  
河合寸節(阜之儀 漢年)の外史と



焼つたのめ、跋しにそのひあつた北家の聖  
と朝辭津波に書け書碑の石折ら  
出りしつげとあつた、このをゆゆ仲人の注  
目を忘るゝといふあつた、即ち徳輔の役、島津  
義弘の敵味方の御免名を吊りふあり  
とて、このを其碑と書け、あるうゆに  
このを、このを、このを、このを、このを、  
敵の書しと、徳言と書け、我と書しと、その  
次、徳と書しと、そのを、物外人と書しと、  
見せしめ、そのを、そのを、そのを、そのを、

中央



為言築國在陣之間敵味方胡死軍兵皆令  
入佛土也

と一州の大寺し其衣うと

慶長二年八月十日於金籠居南原表大  
明國軍共數千餘被討捕之内於高平前  
四百二十人伐果畢一日十月朔於其  
為及泗川表方以人八万餘兵也之畢  
とあり其衣う

衣も、於敵味方士卒亦亦前刀杖被付  
者三千餘人海陸の可擄死病死二死手具  
難記矣

薩州島津兵卒の義弘の志は建之

二二寸ある者いれいころき行正を安んず一寺  
あり、そと大つ元福何の心宗のふらふ行せし  
祈禱又の由益由なる其為の一悔をまじも寺  
前し田中光親不為のものをお供えお物とし  
と強をまじも同じいもの一で建長寺を為の  
この前、即ちまじも、一悔く、このひある  
即ち三悔の建長寺を安んず、このひある、一悔  
ある其の終ると異なり、このひある、一悔の  
悔の心教供せし、このひある、一悔の心































二十日、李の終章、馬関より傷に電報、  
勅のてらる。

李使俄大軍電

現准李使俄電李相於十月二十八日自俄所回寓為申  
本入以手槍擊傷

由李大臣等來電

謹電為誌幸 於二十日自會議所回寓途中忽有人  
施放手槍傷及左目下槍子入內回寓即暈絕數次醫  
探槍子不得其處殊恐有碍謹電請代奏 付其等  
叩爾

この電報、初に電報局に送られたるが、  
この電報、初に電報局に送られたるが、

烈川の電報、初に電報局に送られたるが、  
休戦を請ふることを、  
和議を請ふることを、  
又の電報、初に電報局に送られたるが、  
李の電報、初に電報局に送られたるが、  
示すもの也

光緒二十一年三月  
十三日 李中書電

欽奉諭旨李鴻章 電奏已悉惟所文說怙但云  
奉天南邊割地太廣而於台澎如何至難並未叙及電  
後又稱讓地恐不止台澎究竟說怙數千言中及



面晤伊森等時曾否詳論及此電語殊覺間略總  
之南北兩地朝廷視為並重非至萬不得已極老駁論  
而不能得何忍輕言割棄縱敵願太奢不能盡拒  
該大臣但須將何處為不能允何處為難不允直抒  
已見詳切敷陳不得退避不言以割地一節歸之中指也  
該大臣接奉此旨一面將籌定辦法及意中所欲言者切  
實奏復一面遣李經方前往讓地以一處為新賠  
費應以為一為新與之竭力申說彼信中有某某款  
不允之語不煩及再設解駁也停戰期迫該大臣傷病  
未痊似此之高漲壞期在判亦係有辭着李以章  
酌量解地欽此相應恭錄電知貴大臣遵照可

也此意

同十九日 由李中堂來電

現伊森於十七晚到京的意數言謂已決絕在可再商  
以言函略加駁論恐彼亦必互不理即使會晤再商  
磋商刻生之半亦必不久一島為國分治口舌既多後  
患亦大至奉省畫界至營口牛莊不在內而營口稅利  
豈能處操此皆不妨再論及言之意是恐難望轉圜且  
停戰亦二段內稱如期內和約大裂此即中止云若  
激不和為致決裂查着倭人舉動已遠運兵船二千餘  
般由馬関出口赴大連灣並令法美觀戰操軍人隨  
隊往敵其意可知非即與訂約不可不為先奏



明治代奏港電

日二十日 由李中書來電

頃派伍廷芳往伊燕處告知德署已電飭前敵將帥勿  
再違約批伊面稱華軍不諱心法動輒妄為不待停  
戰期滿已先開仗矣並催允定和約後信謂廣信已  
派運兵船三十餘艘出口赴大連灣亦松就王等以日  
督隊奔進若再高改約故意延延即照停戰款內  
和議決裂此約中止辦法等語是日金通金緊急電日  
并高應即照伊燕前所改訂條約定約免誤大局  
乞速請旨電飭遵辦謹電

今日

李中書電

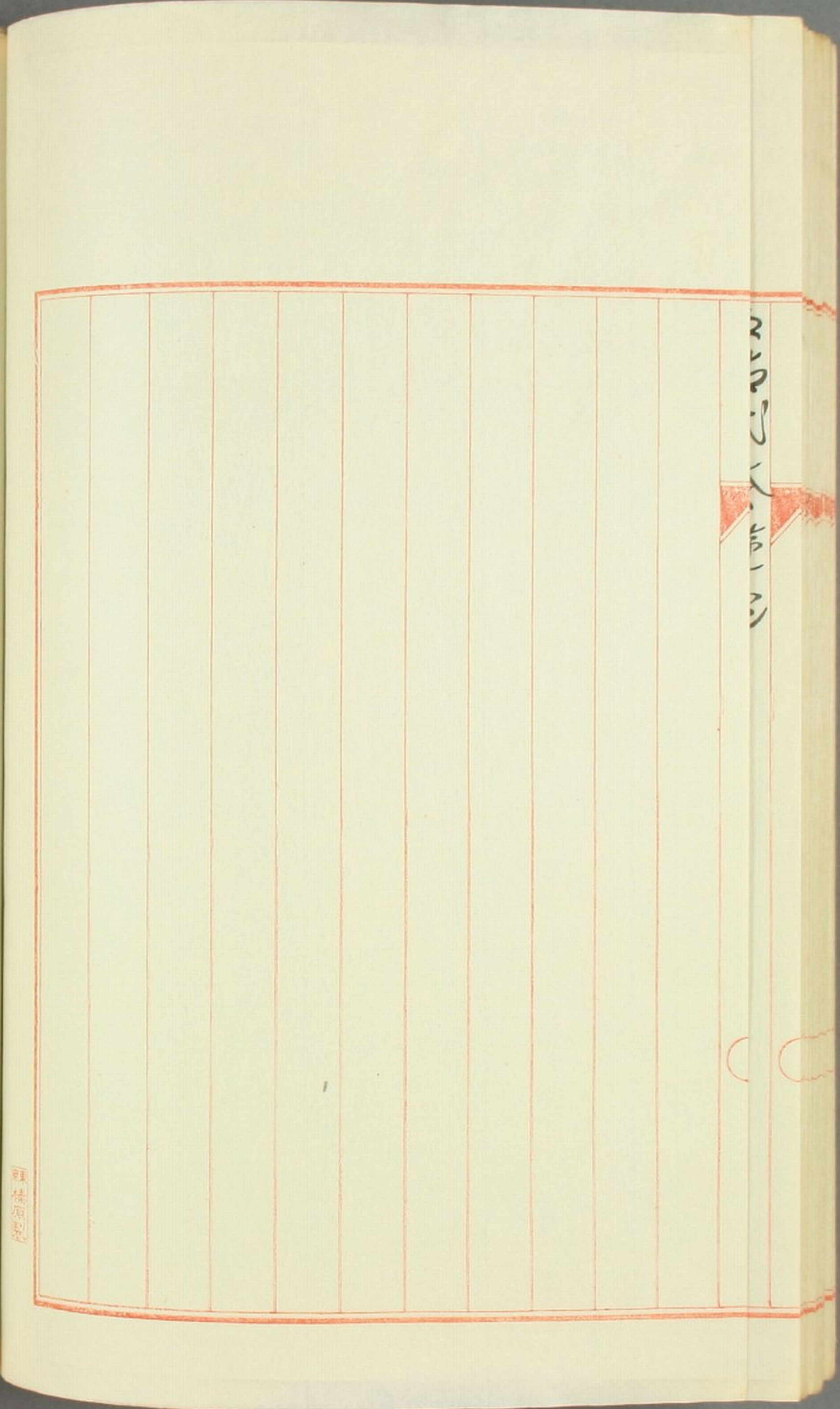
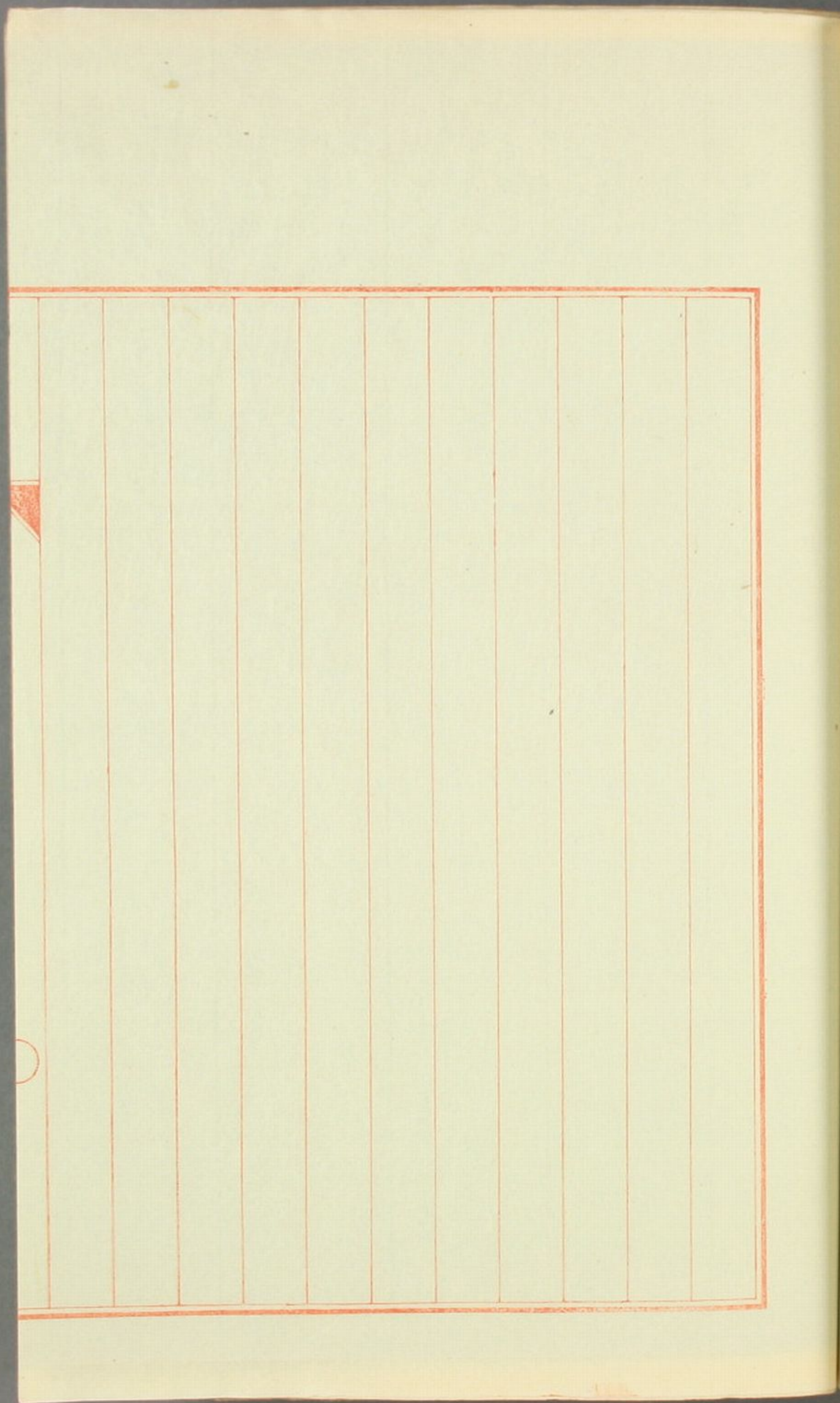
現德稅務司電各國公會已屬長此台灣未電雖未  
失而澎湖已失亦形岌岌也惟能與日處後時日定  
議方好此電

今日

李中書電查

欽奉諭旨李中書奏均悉前諭各節原集  
爭得一合有一分之益如竟無可商改即遵前者與  
之定約欽此相應恭錄電報此電





2011年12月



以下全て  
白紙



明治三十七年十月  
二十四日起筆  
春城閑人